

【全学生対象】学生の課外活動の取扱いについて【県外活動の自粛】

2020年8月17日

クラブ・サークル所属学生の皆さん

学生の課外活動の取扱いについて【県外活動の自粛】

2020年8月15日（土）から群馬県における警戒度が「2」に引き上げられ、感染者数が人口10万人あたり10人以上の都道府県等への不要不急の移動自粛について、群馬県から要請がありました。

については、学生の課外活動の取扱いについては、6月22日付けで、飲食を伴う集会や活動の禁止、遠征・合宿の自粛等の取扱いを通知しているところですが、改めて県外での活動の自粛を強く要請します。新型コロナウイルスの新規感染者の増加を受け、「新しい生活様式」の提言を実践しつつ、引き続き慎重に行動するようお願いいたします。

なお、群馬県では、今後、県の指針を全体的に改定し、今月中にも公表するとのことです。この指針改定を受け、本学課外活動の取扱いを改めてお知らせする予定です。

【本件問合せ先】

学務部学生支援課 学生支援係

027-220-7138、7614

kk-gkoseil@jimu.gunma-u.ac.jp